

日本型直接支払制度 と条件不利地域対策

2 中山間地域等直接支払の概要

1 中山間地域等直接支払い

■目的

農業生産条件の不利な中山間地域等を対象として、適正な農業生産活動の維持を通じ、農地の公益的機能(多面的機能)の維持発揮を図るため、中山間地域等のもつ農業生産条件の不利性を直接補正する

- 農村には、農業の本来的機能である食料供給と多面的機能の二つの機能が、十分に発揮される必要がある

事業主体、対象農用地

1)事業主体 市町村（自治体）

2)対象農用地

当初：農振農用地で1ha以上の面的まとまりのある農地

後に変更：農業生産条件の不利な1ha以上の面的なまとまりのある農地

①急傾斜農用地（田1/20，畑，草地，採草放牧地15度以上）

②自然条件により小区画・不整形な田

③草地比率の高い地域（市町村単位で70%以上）の草地

④市町村長の判断で対象となる農用地 ・緩傾斜農地（田1/100以上，畑，草地，採草放牧地8度以上）

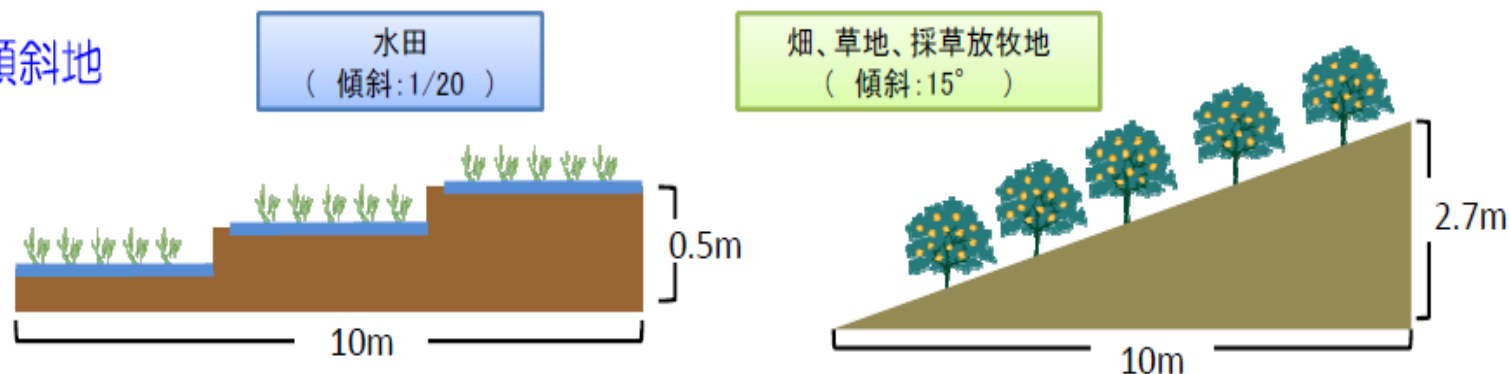
〔国のガイドライン〕：急傾斜農用地と**連担**している場合など

高齢化率40%以上で耕作放棄率が田で8%，畑15%以上の地域の農地

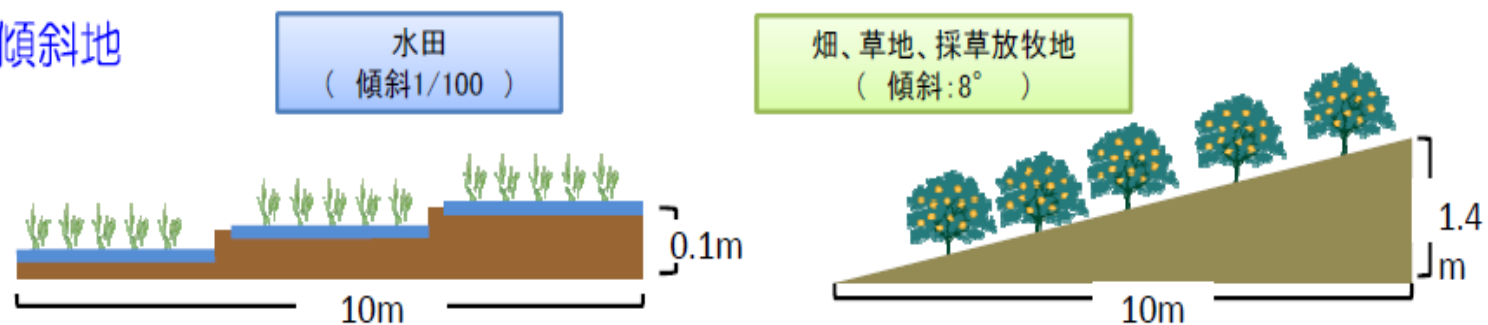
⑤地域の実態に応じ一定の範囲内で県知事の**特認**で対象とできる農地。

傾斜基準等

①急傾斜地



②緩傾斜地

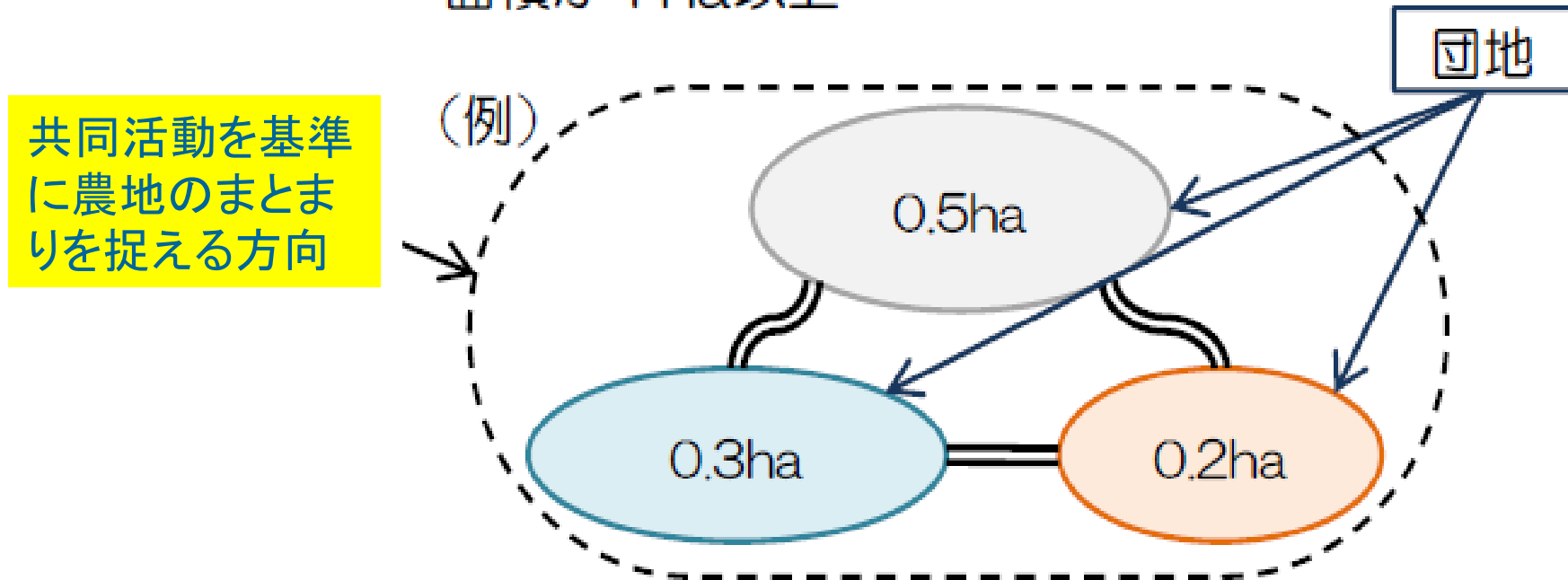


③小区画・不整形な田

④高齢化率・耕作放棄地率の高い集落にある農用地

⑤積算気温が低く、草地比率の高い草地

- ・ 集落協定に基づく農用地の保全に向けた共同取組活動が行われる複数の団地の合計面積が1ha以上



第2期までは1haというまとまった団地であることが求められた。あるいは、営農上の一体性を有する複数の団地の合計が1ha以上の地域。第3期からはこれを緩和して対応している

2 支払対象活動

1) 対象行為集落(又は個別)

協定に基づき、5年以上継続される農業生産活動等

協定は、耕作放棄の防止等を内容とする集落協定、または第三セクターや認定農業者が耕作放棄される農地を引き受ける場合の個別協定にももつづく

2) 対象者 農業生産活動等を行う農業者等

すべての農業生産を行う農業者(法人含む)を対象とする

3) 負担区分: 国1/2, 県1/4、市町村1/4

(特認は国・県・市町村1/3ずつ)

地方自治体(市町村)の役割が重要となる制度

3 集落協定による共同活動を奨励

■協定：集落協定と個別協定

集団で農地を守っていこうとする取り組みを重視。その協定があることを条件に直接支払い

■この場合の集落は、

一団の農用地において協定参加者の合意のもとに農業生産活動等を協力して行う集団

■集落協定で必ず実施しなければならない活動

- 1) 集落マスタープランの作成、2) 農業生産活動等、
- 3) 多面的機能を増進する活動

(国土保全、保健休養機能、自然生態系の保全のうちの1つ以上)

今後5年間に取り組むべき事項や目標を定める

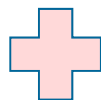
直接支払額の内訳

- 基礎単価と加算単価によって支払額が計算
- 必ず実施しなければならない活動だけでは、**通常単価の8割**
- 農用地等保全マップの作成及び実践、以下の3つのメニューのうち1つ以上を選択して実践すると、通常単価が支給
 - A 協定農用地の拡大、機械・農作業の共同化、担い手への集積、等
 - B 集落を基礎として営農組織の育成、担い手集積化
 - C 集団的かつ持続的な体制整備

<<集落協定における取組事項>>

①必ず実施しなければならない事項【必須事項】

- 集落の将来像等を記載した集落マスタープランの作成・実践
- 農業生産活動等（耕作放棄の発生防止，農道・水路の維持管理）
- 多面的機能増進活動



②体制整備単価をうけるための前向きな取組【選択事項】

○農用地等保全マップの作成・実践 ……必須要件

○以下の地域の実態に即して、次のA～Cから1つ以上を選択

◇A要件（次のうち2つ以上を選択）

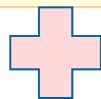
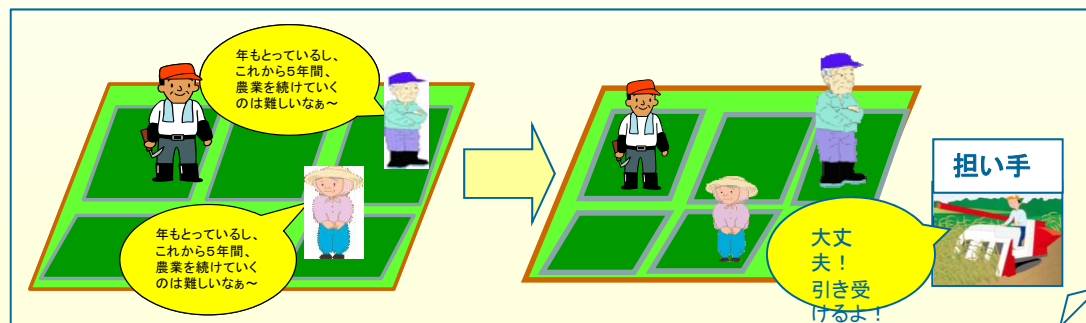
- ・協定農用地の拡大
- ・機械・農作業の共同化
- ・高付加価値型農業の実践
- ・地場産農産物等の加工
- ・農業生産条件の強化
- ・新規就農者の確保
- ・認定農業者の育成
- ・多様な担い手の確保
- ・担い手への農地集積
- ・担い手への農作業の委託

◇B要件（次のうち1つ以上を選択）

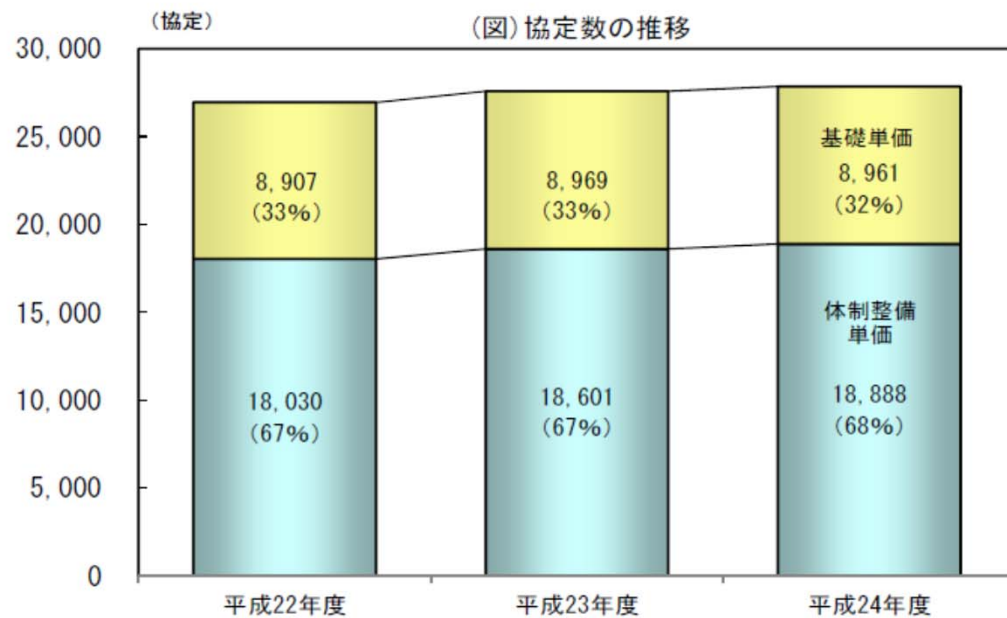
- ・集落を基礎とした営農組織の育成
- ・担い手集積化

◇C要件

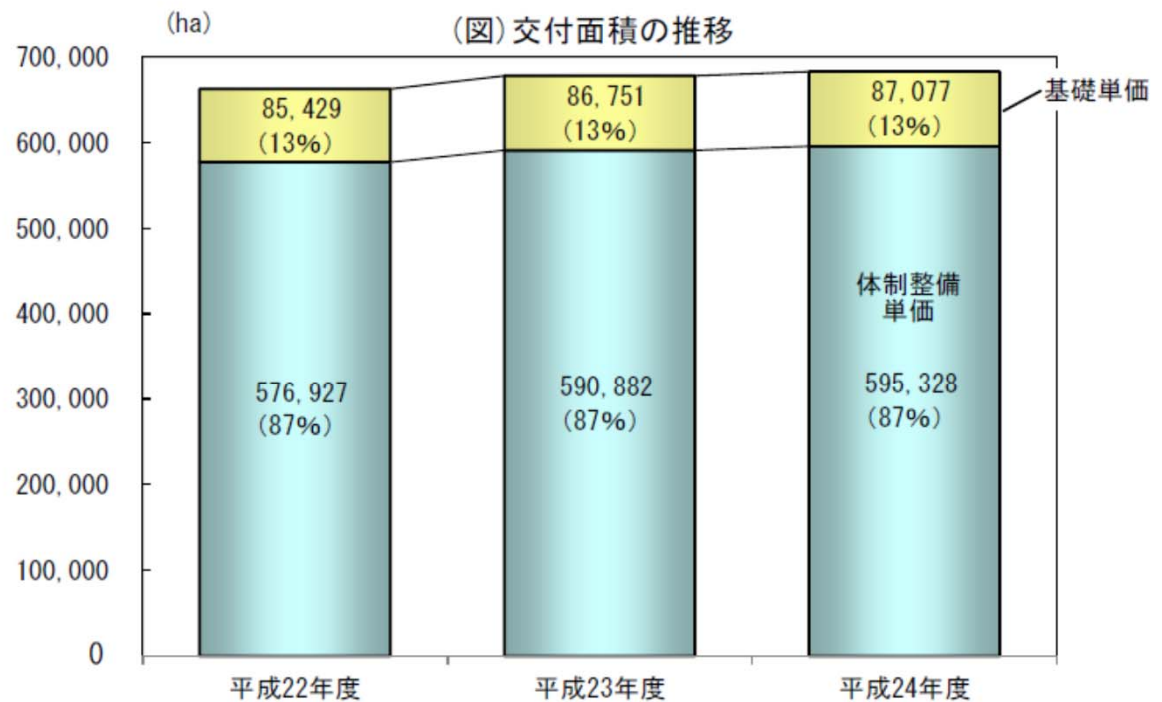
- ・集团的かつ持続可能な体制整備



③加算措置（規模拡大，小規模・高齢化集落支援，法人設立）



協定数は集落協定が98%を占める。体制整備の割合は68%と高い。



交付面積についてみると、基礎単価は13%、大部分が体制整備単価。

交付金の活用方法

- 農家に対する直接支払でありながら、共同活動を奨励。多面的機能の維持増進をはかるという趣旨
- 「交付金額の2分の1以上を共同活動にあてるのが望ましい」という指導のもと、個別への所得補償は半額程度。残りは集落が管理する体制をとっているところが多い

集落協定における交付金の配分割合

	平成24年度		平成23年度		平成22年度	
	共同取組活動	個人配分	共同取組活動	個人配分	共同取組活動	個人配分
全国	54.6%	45.4%	55.3%	44.7%	55.9%	44.1%
北海道	58.5%	41.5%	59.7%	40.3%	60.5%	39.5%
都府県	53.9%	46.1%	54.6%	45.4%	55.1%	44.9%

実態としては、個別所得補償と
は言いがたい性格

(資料)農林水産省

4 地方自治体に実施権限を委ねる

- これまでの補助金農政と違い，地方に決定・実施権限を委ねる。自治体が実施主体
- 県に基金を積み，それを取り崩しながら交付していく方法



- 県レベルでの基金造成
- 国が定める一般基準以外にも事業対象を決めることが可能

- 県レベルでは第三者機関による施策の内容・実施状況の確認が行われる
- 広島県農業施策審査検討委員会が担当

演習問題

- 1) 中山間地域直接支払い制度について、耕作放棄地を減らすことができたかどうか確認して、その効果を論じなさい。
- 2) 直接支払いの利用用途について、特に、集落活動にどのように利用されているかを調べなさい。
- 3) 高齢化が進むなかで、5年間の活動継続を行うことが条件になっている制度は、今後どのように変えていくべきか。

参考文献

1) 中山間地域の定義等については、農林水産省の下記に基本的な説明がある。

http://www.maff.go.jp/j/study/other/cyusan_siharai/matome/ref_data1.html

2) 農林水産省の下記のURLには以前からの制度概要の説明、概略、現在の検討内容が掲載されている

http://www.maff.go.jp/j/nousin/tyusan/siharai_seido/s_about/index.html

3) 平成25年度、その他の年度の実績については次を参照。

http://www.maff.go.jp/j/nousin/tyusan/siharai_seido/s_data/index.html

4) 第3期対策の評価はこの資料を参照。

http://www.maff.go.jp/j/nousin/tyusan/siharai_seido/pdf/hyoku_3.pdf

A photograph of a rice paddy field. In the foreground, several young rice plants with long, green leaves are planted in rows in a shallow, muddy water-filled field. The water is dark and reflects the sky. In the background, a small village with several houses with brown roofs is visible on a hillside. The houses are surrounded by green trees and vegetation. The overall scene is a rural landscape.

3 広島県の事例
(省略 県庁のHPを参照)

演習問題

1) 広島県では、集落維持に向けた機運の高揚、農業に関する担い手確保の効果では、必ずしも充分ではなかったと評価している。全体的には、中山間地域等直接支払制度は効果のあるものとするか。

2) 広島県では多額の税金がこの制度のために支出されている。どのようにして事業の透明性を確保してきたか、調べなさい。

3) 都市住民に対してどのように説明すれば、この制度の趣旨を理解してもらえらると思うか。